

子ども・若者支援部会設置要綱

(設置)

第1条 名古屋市子ども・若者支援地域協議会設置要綱第3条第2項に基づき設置された代表者会議を、なごや子ども条例第27条第1項に規定するなごや子ども・子育て支援協議会の部会とし、名称を子ども・若者支援部会（以下「部会」という。）とする。

(所管事務)

第2条 部会は次の事項について調査審議し、その結果を子ども・子育て支援協議会に報告するものとする。

- (1) 子ども・若者支援地域協議会設置要綱第2条各号に定める事項
- (2) その他部会長が必要とする事項

(組織)

第3条 部会の委員は、子ども・若者支援地域協議会設置要綱第3条第1項に規定する構成機関から、子ども・子育て支援協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

- 2 部会の委員の人数は会長が定める。
- 3 会長が指名した委員が、子ども・子育て支援協議会の委員以外である場合、その者は臨時委員とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、原則年2回開催する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 部会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の事務局は、子ども・若者支援地域協議会設置要綱第4条に定める子ども・若者支援地域調整機関及び子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課が行なう。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。